

## 用語の説明

普通会計	市町村の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の特別会計の区分が一様でないことから、財政比較を容易にするため、公営事業会計を除く特別会計と一般会計を合わせて、統計上普通会計として整理している。
公営事業会計	病院、水道、下水道などの公営企業会計のほか、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計などを総称して、統計上公営事業会計として整理している。
一部事務組合	複数の市町村が一部の行政サービスを共同で行うことを目的として設置する組織
第三セクター	国や地方公共団体の公共部門（第一セクター）と民間部門（第二セクター）との共同出資で設立された事業主体のこと
財政力指数	財政基盤の強さを示す指標で、この数値が大きいほど財政力が強いと見ることができる。
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支の割合である。
実質収支	その年度の決算で、収支が黒字か赤字かを見るための指標で、形式収支（歳入－歳出）から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額
標準財政規模	その地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模をいい、標準的な行政活動を行うために必要な経常的一般財源の総量を示すもの
実質公債費比率	普通会計の公債費に加え、公営企業会計に対する繰出金などのうち公債費に充当されたもの等を含めた実質的な公債費に費やした一般財源の額が、標準財政規模に占める割合を表す比率で、その値を3カ年平均したのものである。比率が18%以上の団体は、地方債を発行する場合許可が必要となり、25%以上の団体は一部の地方債の発行が制限される。
経常収支比率	地方公共団体における財政構造の弾力性を見る比率であり、人件費、扶助費、公債費など容易に縮減することのできない経常的経費に、経常的な一般財源収入がどの程度充当されているか測定するものである。比率が低いほど財政構造の弾力性が高い。